

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷一十五第

月二十年五十和昭

口繪 紀元二千六百年記念展觀會場寫眞

論叢

經濟變動と租稅政策……………經濟學博士 汐見三郎

中國に於ける特殊通貨としての匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

經濟の統制について……………文學博士 高田保馬

研究

恐慌の歴史性と失業の歴史性……………經濟學士 桑原晋

資本不足と過剰生産……………經濟學士 青山秀夫

丹後機業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

說苑

蠶種輸出に對する思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

日滿支那經濟建設要項に於ける産業分野の決定について……………經濟學士 菊田太郎

公益優先……………經濟學士 鈴木總一郎

ピグーの『戰時經濟論』……………經濟學士 有井治

記事

紀元二千六百年記念・經濟學部展觀

附錄

外國雜誌論題

本誌第五十一卷總目錄

公益優先

鈴木綏一郎

一 國家目的と政策

歴史は、作られたるものであると共に、作りゆくものである。なりたるものゝ側になりゆくものである。現實は、この意味に於て、必然によつて作られたると共に、可能を豫見して自己の中に取り入れ、その上に實踐しゆくものである。¹⁾自由は單に自由なるものではなくして、必然に規定せられたる自由である。こゝに、實踐または政策の歴史的制約が存在する。

世界史の歩みを歩む限り、國家の進路は、單に自由に決定せられべきものでなく、一定の方向を與へられてゐる。歴史の齒車を逆轉せしめざる限り、國家目的は、歴史の規定する上に立つて、決定されざるを得ない。かくして、國家意思によつて、かくの如き線に於て、國家目的が定立されるならば、現實の國家

1) 田邊元博士、歴史的現實、13頁。

が、自己の現状を國家目的との關聯に於て把握する時、この目的達成に必要な諸條件は、具體的に規定せられる。この目的達成のために具備すべき形態乃至は體制こそ、政策の目標と考へられるものである。

政策目標の設定は、かくの如く、歴史的・社會的に規定せられることとなる。この目標と現實とは、本來乖離すべく、その乖離を解消して、現實を目標に引上げ、接近せしめる手段こそ、正に政策である。それゆゑ、目標を離れて政策なきと共に、現實を無視して政策はない。現實は所與のものであり、目標も亦、世界史的に生きる限り、歴史的・社會的に規定されて、具體的に與へられてゐる。従つて、國家政策もまた、これに伴つて、一定の方向と具體的なる内容とを與へらるべき筈である。政策がかく現實の上に立ち、且つ世界史的に決定せられるならば、これを貫徹することのみが自己の生きる唯一の途であるといふ確信と、それに伴ふ強力性が賦與されるに至るであらう。

二 政策目標の具體的規定

我が國の最近の發展は、明治維新前と異り、世界史の中に埋没されたるまゝでなく、世界史の上に登場して、世界史の歩みを、自己の歩みとして進展して來た。従つて、變革期にある世界構造を自己の中にそのまま持ちつゝ、その構造の矛盾を止揚し、新しき世界構造を自己革新と共に、創り出さんとするところに、國際的舊勢力の反動との極めて激甚なる鬭争が發生してゐる。日本が現在背負ふてゐる歴史的使命は、かくして、世界新秩序、就中、東亞新秩序の建設にあり、これを措いて歴史に生きる途なしと考へられる¹⁾。これこそ我國の現段階に於ける國家目的に外ならない。現状維持諸外國の強烈なる反動的妨害を冒して、右の歴史的使命たる東亞新秩序といふ國家目的を達成するためには、國際抗爭力の増大が、自己革新とともに行はれねばならない。換言すれば、高度國防國家の建設といふことが、國家目的達成に必要な體制として、

1) 鈴木成高、ランケと世界史學、169頁。

即ち、政策目標として、決定されざるを得ない。高度國防國家の建設には、國家意識の昂揚その他精神的要素も頗る重要であるが、その主要内容は、經濟力の具備であり、軍需品の繼續的なる多量の供給といふ點に求められねばならない。國家の政策目標は、かくして、高度國防國家の建設即ち、軍需品再生産力の可能的最大量の確保として、規定されうることとなる。

三 危機の認識

危機とは、現實と、現實への要請とが、その距離餘りに大にして、通常手段にては、到底、その乖離を克服しえない如き事態に外ならない。危機の認識には、現實とそれへの要請との正確なる把握を、先づ必要とする。

現實への要請は、軍需品再生産力の極めて尠大なる要求であり、さきに、政策目標として規定したところである。この要請に對處すべき現實は如何なるものであるか。統制による資本主義經濟の修正これである。

生産が利潤の大きさによつて決定され、その分配が、貨幣所得の多寡によつて行はれ、従つて一部階級にのみ、その多くのものが、獲得され終る機構を單に、國家統制によつて、戰爭目的に照應せしめてゐるにすぎない。かゝる生産物中の軍需品が公債にて賄はれてゐたのが、從來の戰時經濟の内容であつた。それ故、一國の所有する生産財・勞働力・貸付資本の凡べてが、戰爭目的のために動員されたるものでありえなかつた。その結果、現實に要請されてゐるものに對し、現實が與へうるものは、極めて貧弱である。然るに、最近まで、この現實と現實への要請の乖離の充分なる自覚がなく、彌縫策に甘んじてきた。この危機への認識の不足は、矛盾を更に増大して、今や、痛烈に反省されざるを得なくせしめたのである。歴史的要請として課されてゐる軍需品再生産の可能的最大量の充足といふ目標を明白に意識し、而もそれと乖離すること甚しき脚下の現状を充分に自覺したる時、初めて、危機は認識され、従つて、國家政策は、また、この危機に應ずる

如き革新的なるものとして現はれうることとなる。危機の認識は、必然的に革新の理論に導く。かくして、革新政策の方向と具體性とが、決定されるに至る。

四 公益最大化の方法

理想的戦時經濟形態は、一國の有する生産財、勞働力及び貸付資本の凡べてが、戦争目的に向つて動員され盡くす状態である。

戦争目的に合致するものは、國家政策の目標に順應するもの故、單に部分の利益でなく、ゲマインシャフトの利益である。従つて、かゝる政策目標を充足しうるものを、公益と規定する。之に對し、ゲゼルシャアフト的なる、一部利益を代表するものを、私益と稱する。それ故、公益は、政策目標即ち、軍需品再生産の増大を充足するものを指し、私益は、國民最低生活必需品以上の、一部階層の自己満足のために吸收されるものを指す。

公益は政策目標を達成せしめうるものと考へられる

が故に、公益を最大にする法則の發見と、その具體的適用とが、採らるべき政策となる。危機に對處する政策であるが故に、それが革新的性格をもつことは、當然である。

私益の自由なる發展が、直ちに國家利益即ち公益の最大となる、といふ考へは、アダム・スミス時代以來認容されたところであるが、現段階に於ては、既に二者は相背反し、少くとも一致しえなくなつたことは、衆知の事實である。私益を全的に承認するは、公益の最大を期する所以でないとするならば、残る途は二つである。私益の全的否定か、私益の制限かである。

先づ、第一は、私益なき計畫經濟の制度である。生産の質と量とは、公益主義によつて、凡べて國家によつて決定され、國民生活必需品は最低限度に於て、國家によつて配給される。而も、こゝに於ては、私有の否定、利潤の否定が行はれてゐるであらう。

併しながら、若し右の如き純然たる私益なき計畫經濟をとるならば、生産意欲の減退、サボタージュの發

生、創造力の退化等によつて、却つて全生産量は減少することが豫見せられる。且つ、所有の奉還その他によつて國內的不安は發生し、生産力が斷絶することも考へられうる。かくして、單に論理的にのみならず、經驗的にも、且つは我が國體的にも、この方法は否定されざるを得なくなる。

軍需品再生産の増大を期して、私益を皆無にする時は、却つてその中に發生する矛盾によつて、反對の結果を將來する。公益の大を期して、私益を全的に否定する時、公益は却つて小となるのである。

かくして、一たび否定された私益は、政策的に再びとり上げられざるを得なくなる。私益は更生させられる。これが第二の方法である。

公益を最大にするためには、私益を全的に肯定するのでもなく、又全的にこれを否定するのでもなく、一定の點に於て、私益の存在を認容すべきこととなる。

生産が國家利益を充す如く決定され、而も、その分配が、國家計畫通りに行はれうれば、その間に、或範

公益優先

圍の資本所有及び利潤が個人の手に歸しても問題でなくなる。公益を最大にするには、私益を、かゝる大いさと活動力とに制限すべきこととなる。

五 公益優先原則

今、つぎの如く規定する。

公₁ ……軍需品

公₂ ……國民の最低生活水準の維持に必要な消費財

消費財

再₁ ……公₁・公₂を再生産するに必要な生産財の留保部分

私 ……國民生活最低必需品以上の・一部階層に利用される消費財

再₂ ……「私」部分の再生産に必要な生産財及び擴張再生産に用ひらるゝ生産財

國民總生産物は左の如くなる。

國民總生産物 = 公₁ + 公₂ + 再₁ + 再₂

公₁を最大ならしめることが、政策の目標であり、

第五十一卷 九六七 第六號 一二三

1) 個人創意の尊重はイタリア等に於ても、特に注意されてゐる。内田源兵衛、イタリア計畫經濟、36頁。

公益の最大を獲得する所以である。而るに、公₂は軍隊及び勞働力の維持・保全のために、必要な最小限度であり、これ以上増大することは望まれるとしても、これ以下に減少せしめうる性質のものでない。

再₁も亦、公₁が継続的に要求される限り、絶對的のものである。かくして、残るところは、「私」及びこれに照應する再₂である。これらが公₁及び再₁に振向けられることとなる。従つて、戦時生産計畫の窮極の姿は

區定資本財₁ > 公₁ > 再₁ > 再₂ > 公₂ > 再₂ > 資本財・勞働力及び貸付資本を動員することにある。一國の有する抗戰能力の絶對的限度はこゝにある。

公₁の大きさが、現實に要請されてゐる量に近づくまでは、すべて、かくの如き生産編成がなされねばならない。資本・勞働の凡べてが、この要請を充す如く動員されたる後にのみ、生産決定は、一應公益主義から離れて行はれうる。即ち、生産は先づ、公益充足のために、計畫的に決定され、而る後にのみ、剩餘生産力が公益充足のために用ひられうることとなる。換言

すれば、生産に於て、公益充足が優先的に行はれたる後に、私益充足のための生産が認められることとなる。

然るに、戦時經濟の凡べての場合と同じく、現實に要請される軍需品即ち公益部分の大きさは、現存の潜在的戰爭能力を凡べてそれに振向けてもなほ足らざるほど尠大なるもの故、生産力は公益充足のために、凡べてを動員され盡くさねばならず、その結果、窮極的には、私益充足の生産は、單に可能權として認められるのみで、現實にそれを實現しえざることとなる。

生産が如何に右の如く公益充足のために決定されたとしても、若し、その分配機構が確立されなければ、政策目標を達成しえない。軍需品は、強權的に獲得されるとしても、一般生活必需品に對しては、貨幣が媒介者である限り、その分配が完全に行はれえない。これを防止するためには、蓄積貨幣その他利潤部分の貨幣が、かゝる必需品購入に向つて、實現されえないことが必要である。それゆゑ、公₁・公₂・再₁部分に該當するもの以外の、かゝる貨幣購買力を剥奪または留

- 1) 菊地春雄、獨逸に於ける戦時勞働力の確保とその保護、(企畫第三卷第七號) 参照。
- 2) 商工省重要生産月報によれば、工業生産量指數は、既に昭和14年3月を最高として降下しつつあることに注意。
- 3) 臨時資金調整法(昭和12年9月、改正昭和14年4月)参照。

保する機構を作りあげねばならない。生産財方面の割當制度以外に、切符制度の強化、一般消費節約運動・街頭奢侈撲滅運動等の強制的・半強制的消費制限政策が徹底されねばならない。配給機構の統一的編成替が要求されるのも、この意味である。

かくして、公益部分（公・公・再）に該当する購買力者がまづ優先して、その購買力を實現したる後に、残存する生産物にのみ、私益充足のための貨幣が實現されねばならない。現在要請されてゐる公・公・再の大きさが大なるものである限り、生産物の凡べてはこの方面に吸収される。戦時生産計畫が完徹される限り、それ以外に残存する生産物は皆無になる。併し、私益のために、購買力を實現することを、全く否定して、その可能性をも奪つたのでなく、たゞ現下の状態としては、一應その實現が客觀的に不可能に近くなるに過ぎない。この意味で、公益は私益に優先して分配にはたらくと云へる。

以上の如く、生産決定と分配とに於て、それぞれ公

公益優先

益充足がまづ優先してはたらく、然る後に於てのみ、私益充足が行はれうる原則を公益優先原則と稱する。

公益優先は、政策目標と現實との認識に於て、生れ出でたる原則であり、歴史的發展のために、國家政策としてとらざるを得ない、經濟の指導原理である。現實の經濟組織に對して、變革的なる性質をもつものであるが、而も、國家及び國民が發展するためには、飽くまで貫徹さるべき經濟への要請である。勿論、實際に、この原則を適用するに際しては、種々の歴史的・社會的・精神的諸事情が考慮されるべく、その限りに於て、具體的に種々の制約が存在するであらう。特に日本經濟の性格に關する充分なる分析を経て、國情に適したる具體的方策がとられねばならない。それによつて、國民のこの原理に對する理解と協力とが獲得され、眞にその目指す高度國防國家の建設が行はれうるであらう。實際の運用については、かくの如く、種々の條件が存在するが、而も、この公益優先のもつ、經濟の指導原理たる性格には、何等影響しないであらう。